

令和8年秋の全国交通安全運動熊本県実施要綱

目 的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期 間

- 1 令和8年9月21日(月)から9月30日(水)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 令和8年9月30日(水)

主 唱

熊本県交通安全推進連盟

運動の重点

- 1 【歩行者】歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2 【自動車】夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3 【自転車】自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

運動の重点に関する推進項目

1 【歩行者】歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

- (1) 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底
 - ア 信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、歩行者自身が安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す「てまえ運動」をはじめとする取組の推進
 - イ こどもや高齢者の歩行中の交通事故の特徴等を踏まえ、歩行者自身も安全な交通行動を実践できるような交通安全教育等の推進
- (2) 歩行者の交通事故防止対策
 - ア 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
 - イ 通学路等における見守り活動や、通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正利用に関する広報啓発等の推進

2 【自動車】夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- (1) 夕暮れや早朝などの薄暮時の交通事故防止対策
 - ア 薄暮時におけるライトの早めの点灯を促す交通安全教育等の取組の推進
 - イ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- (2) 運転者の歩行者優先意識等の徹底
「横断歩道止まって渡す『思いやり』キャンペーン」の推進
- (3) 飲酒運転の根絶
 - ア 「飲酒運転させないKUMAMOTOキャンペーン」の効果的な推進
 - イ 自動車の使用者等(安全運転管理者等)における酒気帯びの有無の確認を徹底させる取組の推進
- (4) 「ながらスマホ」の根絶
運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- (5) 妨害運転等・いわゆる白タク行為等の防止対策
 - ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
 - イ いわゆる白タク、白トラ、白バス行為を防止するため、これらの行為が道路運送法等違反となることなどについての広報啓発の推進

- (6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果、正しい使用方法等に関する理解を促す取組の推進
- (7) 高齢運転者の交通事故防止対策
 - ア シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発の推進
 - イ 安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- (8) 外国人運転者の交通事故防止対策
母国との交通ルールの違い等を理解するための教材、教具等を活用した交通安全教育の推進
- (9) 二輪車の運転者に対する広報啓発
乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

3 【自転車】自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

- (1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底
 - ア 交通反則通告制度導入を踏まえた交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
 - イ 「自転車ルールブック」を活用した周知活動や、「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえ、ライフステージに応じた交通安全教育の推進
- (2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策
全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性に関する理解の促進及び自転車の定期的な点検整備や、損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進
- (3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用促進
シェアリング事業者、販売事業者等と連携した、運転者に対する交通違反及び交通事故防止を目的とした効果的かつ適切な交通安全教育の推進

熊本県交通安全推進連盟及び推進連盟会員における実施要領

- 1 関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- 2 参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動等の諸活動を展開し、又は支援するものとする。
- 3 テレビ、ラジオ、SNS等の各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開し、県内の交通安全意識の向上を図るものとする。
- 4 各所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- 5 地域、家庭等における世代間交流を視野に入れた交通安全教室等の開催のほか、交通ボランティアと連携し、地域が一体となった、こどもや高齢者の見守り活動を推進する。
- 6 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等において、折り本等の教材を活用したこどもと保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催するほか、こどもを自転車に同乗させて送迎等をする保護者に対する乗車用ヘルメットの着用を徹底する。
- 7 中学校、高等学校、大学等における、自転車通学生への乗車用ヘルメットの着用促進や歩行中・自転車等乗用中の安全な交通行動等を指導する。
- 8 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等において、歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等を指導する。
- 9 職域における社内の広報啓発活動や職員への交通安全教育を推進するほか、安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導を徹底する。

効果評価の実施

熊本県交通安全推進連盟及び推進連盟会員は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。